

令和8年度青森県認知症サポート医養成研修事業実施要綱

1 目的

認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医等への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医を養成することにより、各地域における、状況に応じて、医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図ることを目的とする。

2 認知症サポート医の役割

認知症サポート医は、次の役割を担う。

- (1) かかりつけ医等の認知症診断等に関する相談・アドバイザー役となるほか、他の認知症サポート医との連携体制の構築
- (2) 各地域医師会と地域包括支援センターとの連携づくりへの協力
- (3) 県医師会を単位とした、かかりつけ医等を対象とした認知症対応力の向上を図るための研修の企画立案及び講師

3 実施主体

実施主体は青森県とし、国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」という。）に委託して実施するものとする。

4 研修対象者

次のいずれかの条件を満たし適当と認めた医師とする。

- (1) 地域において認知症の診療（早期発見等）に携わっている医師
- (2) 「2 認知症サポート医の役割」を適切に担える医師

なお、本研修終了後は2の役割を担うことについて、各医師に対して十分な説明を行い、了承を得るものとする。

また、研修対象者については青森県認知症サポート医養成研修募集要項に基づき、公益社団法人青森県医師会と相談の上決定する。

5 研修内容

認知症サポート医として必要な次の事項等の習得に資する内容とする。

- (1) かかりつけ医に対する認知症対応力向上研修の企画立案に必要な知識及び効果的な教育・技術
- (2) 地域における認知症の人を支えるために必要な介護分野の知識、地域医師会・地域包括支援センター等の関係機関との連携づくり並びに連携を推進するために必要な知識・技術

6 受講の手続き等

受講の手続き等については、青森県認知症サポート医養成研修募集要項で定める。

7 修了者の名簿作成

- (1) 県は、センター理事長からの通知により、研修修了者の氏名、生年月日、修了年月日、修了証書番号等必要事項を記入した名簿を作成し、管理するものとする。
- (2) 県は、研修修了者の同意を得た上で、研修修了者のリスト等を作成し、個人情報の保護に配慮しつつ、地域包括支援センターに情報提供するなど、地域の認知症治療や医療・介護連携の推進を図るものとする。

8 研修費用

- (1) 県は、研修対象者の研修受講のため必要な費用については、予算の範囲内で受講費用を県の規程に基づき負担する。
- (2) 研修受講者は、研修受講のため必要な費用のうち、教材の実費を負担するものとする。

9 その他

- (1) 県は、認知症サポート医が行う研修の企画立案等の作業に協力するとともに、企画された内容についても可能な限り、実施に努めるものとする。
- (2) 県は、研修修了者について、地域支援事業の包括的支援事業（介護保険法第115条の4第2項第6号）の「保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援その他の認知症である又はその疑いのある被保険者に対する総合的な支援を行う事業」等への参画を促すなど、地域における認知症の人への支援体制の構築に努めるものとする。